皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ラトビア共和国建国記念日につき、十一月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から八月八日エクアドル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十一日御答信があつた。

天皇陛下から九月十九日アルメニア大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月五日御答信があつた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県鉄鋼業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間1,045円」を「１時間1,109円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

青森労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年青森労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

青森労働局長　角井　伸一

第４号中「１時間968円」を「１時間1,045円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間958円」を「１時間1,032円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月31日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間996円」を「１時間1,055円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月23日から効力を生ずる。

山形労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成20年山形労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

山形労働局長　島田　博和

第４号中「１時間1,012円」を「１時間1,070円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月23日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

静岡労働局長　國分　一行

第４号中「１時間1,057円」を「１時間1,117円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

静岡労働局長　國分　一行

第４号中「１時間1,073円」を「１時間1,133円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月21日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第４号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

島根労働局長　岩見　浩史

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域　島根県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）（農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は整理の業務

ロ　手作業による運搬の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間1,134円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月19日

愛媛労働局長　常盤　剛史

第４号中「１時間1,070円」を「１時間1,136円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。